

宮内庁契約監視委員会 第26回会議

開催日及び場所	<p>令和3年3月10日(水)</p> <p>宮内庁講堂</p>
委員	<p>委員長 大森政輔 (弁護士)</p> <p>委員 岸上恵子 (公認会計士)</p> <p>委員 藤寄健一 (元会計検査院第5局長)</p>
議事	<p>1. 抽出事案について</p> <p>① 令和元年度下半期及び令和2年度上半期 契約金額及び件数に関する統計</p> <p>② 岸上抽出委員より抽出結果報告</p> <p>③ 抽出事案概要説明(各担当課長)</p> <p>④ 抽出事案審議等</p> <p>2. 宮内庁調達改善計画について</p>

1. 抽出事案について

審議対象期間	平成30年4月1日～令和2年9月30日 (但し、平成30年4月1日～令和元年9月30日は、審議延期していた案件)	
抽出事案	7	
一般競争入札	4	
最低価格落札方式	3	契約件名： 饗宴の儀料理の製造 契約相手方： 株式会社 プリンスホテル グランドプリンスホテル高輪 契約金額： 84,287,500円 契約締結日： 令和元年6月17日
		契約件名： 大嘗宮仮設ほか工事 契約相手方： 清水建設 株式会社 契約金額： 957,000,000円 契約締結日： 令和元年5月17日
		契約件名： 京都御所ほか障壁画修理工事 契約相手方： 株式会社 松村泰山堂 契約金額： 9,955,000円 契約締結日： 令和2年9月3日
総合評価落札方式	1	契約件名： 三の丸尚蔵館整備に伴う新築工事(I期) 契約相手方： 清水建設 株式会社 契約金額： 6,490,000,000円 契約締結日： 令和元年10月10日
随意契約	3	
特命随意契約型方式	1	契約件名： 「古今和調集」1帖ほか 契約相手方： 株式会社 思文閣出版 契約金額： 6,000,000円 契約締結日： 令和2年3月23日
公募型方式	1	契約件名： 儀式用装束の製造 契約相手方： 高田装束 株式会社 契約金額： 65,854,074円 契約締結日： 平成30年7月18日
公募型プロポーザル方式	1	契約件名： 京都御所紫宸殿整備工事に伴う設計業務 契約相手方： 公益財団法人文化財建造物保存技術協会 契約金額： 118,800,000円 契約締結日： 令和元年11月5日

委員からの意見・質問等	○ 詳細は別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	○ 特になし。

2. 宮内庁調達改善計画について

委員からの意見等	○ 特になし。
意見等に対する回答	○ 特になし。

- 次回の契約監視委員会は、令和3年7月頃に開催予定とされた。

1. 一般競争入札の抽出案件 ①

(1) 饗宴の儀料理の製造（最低価格落札方式）

※応札者が1者、落札率が100%の案件

【契約の概要】

皇居宮殿で催される饗宴の儀で供する料理の製造に関するものである。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札となった理由は何か。 ・ 落札率が100%となった理由は何か。 ・ 数量に対応できないことが応札できない理由であれば、共同企業体のような形がとれるのかなど、今回の件を論点整理し、今後のためにも知見をまとめておくことは、意義のあることと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都内のホテルほか多数の事業者には、事前に応札の可否を確認したところ、数量が多いためなどの理由により、確認ができた応札可能な者は落札者のみであったが、事前確認をした事業者以外の者の応札を期待し、一般競争入札を行ったところ、結果として一者応札となった。 ・ 予定価格算定にあたり、見積を徴取できたのは落札者のみであった。当庁にて事前に試算した本件料理の材料費と比較したところ、同見積の方が安価であったため、これを参考としたこともあり、結果として本落札率となった。 ・ 承知した。

1. 一般競争入札の抽出案件 ②

(2) 大嘗宮仮設ほか工事（最低価格落札方式）

※低落札率となった案件

【契約の概要】

本工事は、御即位後に執行される大嘗祭のための施設を建設する工事である。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が低かった理由は何か。 ・想定していた品質は確保されていたか。 ・今後、業者間である程度普及している各種工法は、積算に反映すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当庁による積算時には、材料等の見直しを行い、既に経費の節約を図っていたが、落札者は、工場加工製作の比率を高めた「屋根ユニット化」などにより、現場作業を縮減するなど、当庁が想定していなかった更なる経費削減の工夫を実現できるノウハウを有していた結果と考える。 ・工事履行を通じて品質に全く問題なく、大嘗宮の儀を遂行することができた。 ・承知した。

1. 一般競争入札の抽出案件 ③

(3) 京都御所ほか障壁画修理工事（最低価格落札方式）

※落札率が99%超の案件

【契約の概要】

京都御所ほかの各御殿の障壁画の多くは、安政度(1855)造営時に著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される文化的価値の高いもので、その数は1,750面を越える。これらの障壁画は、160年余りを経過し、経年による乾燥、膠の弱化、あるいは虫害等の影響を受け、破れ・亀裂・剥落・浮き等の損傷が著しくなったため、緊急性の高いものから順に修理を実施するものである。

意見・質問	回 答
<p>・今年度から公募方式から一般競争入札方式に切り替えた経緯は何か。</p> <p>・本件は、非常に専門性の高い工事と思われるところ、価格競争に切り替え、また結果2者が応札し、その入札金額に開きがあったが、品質に問題は無いか。</p>	<p>・本件は、過去2回本委員会において参加条件の見直しを指摘され、その都度条件変更をするも改善されなかったもの。今年度、国家資格保有要件を削除し、当庁が実績として求める具体的な作業内容を要件とするなど、更なる条件変更を行ったところ、該当する事業者が複数あることが判明したため、一般競争入札方式へ切り替えたものである。</p> <p>・応札者へは、文化財保護法令上の指定を受けた文化財の修理実績を参加資格として求めており、また、2者の入札金額の開きは、各事業者の人件費や手間賃への価格設定の違いが影響したと考えられ、品質に問題は無い。</p>

1. 一般競争入札の抽出案件 ④

(4) 三の丸尚蔵館整備に伴う新築工事（I期）（総合評価落札方式）

【契約の概要】

本工事は、三の丸尚蔵館新築棟新築工事のうちI期分の工事である。建築に先立ち敷地にある地中残置物の撤去も行う。

意見・質問	回 答
<p>・本件は、長期の大きな工事であるが、なぜ応札者が少数であったか。</p> <p>・一般的に工事は分割するよりもまとめて契約の方が安価になる傾向にある。本件は、工事をI期とII期に分けているが、契約は5年以内の国庫債務負担行為1件にまとめることはできなかったのか。</p>	<p>・入札書類を受け取った事業者は多数いたが、美術館・博物館等同種工事の施工実績が少なく、総合評価における高得点を獲得できないと判断したためか、結果として応札者は2者となった。</p> <p>・I期棟が完成したところで、一定の準備期間を経て、既存棟から美術品類を移動させた上で、既存棟解体を含むII期工事に着工することから、I期とII期の工事期間を空けざるを得ないこともあり、5年以内にまとめることができないものである。</p>

2. 随意契約の抽出案件 ①

(5) 「古今和歌集」 1帖ほか (特命随意契約型方式)

【契約の概要】

皇室用図書として保存管理すべき価値を有する書籍として、「古今和歌集」及び「後崇光院(伏見宮貞成親王)秘曲等伝授状」を購入するものである。

意見・質問	回 答
・古来より存在する皇室関係の貴重図書をどのように計画立てて収集しているのか。	・書陵部の収書方針に基づき、歴代天皇、親王の御宸筆など優先順位の高いものについて、常に市場の状況を注視しながら継続的に収集しているところ。

2. 随意契約の抽出案件 ②

(6) 儀式用装束の製造（公募型方式）

【契約の概要】

儀式用装束の製造を行うものである。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・昭和・平成時は随意契約だったが、今回なぜ公募することとしたのか。 ・なぜ他に応募者がいなかったと考えられるか。 ・本調達にかかる担い手の将来的な持続可能性如何。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約相手方は、古くから宮中装束の製造を一手に担ってきたが、当庁の知り得ない他の履行可能な者がいないか確認するために、今回初めて公募手続きを行った。 ・本件装束を製造するために必要な知識等を他者は有しておらず、製造することは困難と判断したためと思われる。 ・契約相手方は、その経緯から自負を持って意欲的に技術の継承に努めている。なお、今回は、同者固有の知識等を必要としない装束については、他者から調達した。今後必要装束を確実に調達できるよう努めていきたい。

2. 随意契約の抽出案件 ③

(7) 京都御所紫宸殿整備工事に伴う設計業務（公募型プロポーザル方式）

【契約の概要】

本業務は、京都御所紫宸殿整備工事に必要な基本設計ほかを行うものである。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル方式を採用したところ、参加者が少数だった理由は何か。 ・高落札率となったが、本契約の競争性を評価するに当たり、手続きの過程も含め、その理由を説明せよ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、3年契約であり、長期間の技術者の確保が困難だったことが影響したと思料する。 ・本件は、2者から提出のあった技術提案等の評価を行い、より評価点の高い1者を特定し、その者と見積合せを行い、随意契約を締結した。予定価格を下回るまで3回見積書の提出がなされ、結果として予定価格に近寄ったものである。